

行
發
東京都

<p>規則（公）</p> <p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。</p> <p>令和7年11月28日</p> <p style="text-align: center;">東京都公安委員会 委員長 廣瀬道明</p> <p>●東京都公安委員会規則第14号</p> <p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成18年4月19日東京都公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条中「対して行われる申請等」を「係る申請等又は処分通知等」に改める。</p> <p>第2条第1項第3号中「基づく手続」の次に「（次号において「裁判手続等」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。</p> <p>(4) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき公安委員会等が行う通知（不特定の者に対しを行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電子情報処理組織による申請等及び処分通知等に関する事項 ○令和3年東京都公安委員会告示第三百十六号（東京デジタルファースト条例施行規則第四条第一項及び第二項ただし書に規定する都の機関等の定めゆふりの等）の一部改正 ○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則 ○東京都道路交通規則の一部を改正する規則 ○令和4年東京都公安委員会告示第九十二号（令和3年東京都公安委員会告示第三百六十八号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第三条の規定に基づく電子情報処理組織を使用して行わせる））とがやまる手続等）の全部改正）の廃止 ○令和3年東京都公安委員会告示第三百六十九号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第四条第三項の規定により東京都公安委員会が別に定めるもの）の廃止 ○令和4年東京都公安委員会告示第九十三号（令和3年東京都公安委員会告示第三百七十号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第四条第四項ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法）の全部改正）の廃止 ○令和4年東京都公安委員会告示第九十四号（令和3年東京都公安委員会告示第三百七十一号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第五条ただし書の規定により東京都公安委員会が別に定める方法）の全部改正）の廃止
<p>第3条の見出し中「手続等の告示」を「申請等又は処分通知等の公表」に改め、同条中「対して行われる手続等」を「係る申請等又は処分通知等」に、「あらかじめ根拠となる法令の名称及び条項を告示する」を「インターネットの利用その他の方法により公表する」に改める。</p> <p>第4条第1項中「、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたもの」を「東京都公安委員会が定める技術的基準に適合するもの」に改め、同条第5項中「第1項」を「第2項及び第3項」に、「が行わた」を「を行う者が当該複数の書面等のうち一通の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した」に、「提出された」を「入力された」に改め、同条第6項を第7項とし、第5項の後に次の1項を加える。</p> <p>6 公安委員会等は、第2項の規定により申請等を行う者が、第3項に規定する事項を入力するに当たり、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧ができる状態に置いて、場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するため必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。</p> <p>第5条に見出しとして「（申請等に係る署名等に代わる措置）」を付し、同条中「情報通信技術活用法第6条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、」を「申請等を行う者が申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等をすることが規定されているも</p>

のを第4条の規定により行う場合は、当該署名等に代えて氏名又は名称を明らかにする措置として、当該」に、「措置と」を「措置を講ずるものと」に改める。

第6条に見出しとして「(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)」を付し、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

第4条の規定により申請等を行う者は、当該申請等のうちに次に掲げる場合に該当する部分があるときは、当該申請等のうち当該部分以外の部分について同条の規定による申請等を行うことができる。

第6条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第2項又は第3項の規定による入力が困難である場合

第6条第2項中「して、」の次に「速やかに」を加え、同条の次に次の4条を加える。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等)

第7条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて東京都公安委員会が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、行わなければならぬ。

規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を、

3 前項の規定により処分通知等を行う場合は、公安委員会等は、東京都公安委員会が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第8条 前条第2項及び第3項の規定による処分通知等は、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨を次に掲げる方式による表示をする場合に限り行うことができる。

(1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の東京都公安委員会の定めるところにより行う届出

(処分通知等に係る署名等に代わる措置)

第9条 公安委員会等が処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において署名等をすることが規定されているものを第7条の規定により行う場合は、当該署名等に代えて氏名又は名称を明らかにする措置として、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署

名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置を講ずるものとする。ただし、東京都公安委員会が別に定める方法により当該処分通知等を行つた者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がより行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第10条 公安委員会等は、第7条の規定により処分通知等を行う場合に、当該処分通知等のうちに次に掲げる場合に該当する部分があるときは、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分について同条の規定による処分通知等を行うことができる。

(1) 処分通知等を受ける者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、処分通知等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は処分通知等に係る利便性を著しく損なうと公安委員会等が認める場合

附 則

この規則は、令和7年12月15日から施行する。

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。
令和7年11月28日

委員長 廣瀬道明
東京都公安委員会

●東京都公安委員会規則第15号

97 増刊

東京都道路交通規則の一部を改正する規則
会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第13項各号列記以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、第9項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去しなければならない。

第3条の2中第13項を第14項とし、第10項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、同条第9項中「前項」を「第8項」に、「駐車許可証を車両の前面ガラスの見やすい箇所に掲出しなければ」を「当該駐車許可証（前項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他ものに表示したもの）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

（平成18年4月19日東京都公安委員会規則第7号）第7

条の規定により、前項の駐車許可証の交付を受けた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲示を行う目的のために当該

駐車許可証の複製を作成するときであって、当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

別記様式第7及び別記様式第7の2を次のように改める。

別記様式第7(第12条関係)		別記様式第7の2を次のように改める。	
※整理番号	署名	安全運転管理者に関する届出書	
② 選任年月日	(ふりがな)	年	月
③ 安全運転管理者名	（ふりがな）	① 届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名	
④ 資格	生年月日 (年齢) 平	年	月
⑤ 要件	運転の管理経験 1 年以上 2 公安委員会の認定 で1年以上の者	3 公安委員会の認定	用
⑥ 職務上の地位	1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他（　）	規	位 置
⑦ 安全運転管理者が運転免許を持っています場合	免許の種類 免許年月日 免許登録番号	被	⑩ 乗用車 大型車 中型車 準小型車 輕型車 大型貨物車 中型貨物車 輕型貨物車 特殊輸送車
⑧ 安全運転管理者の勤務の態様	勤務日 日勤 隔日 その他（　）	使 用	⑪ 自動車台数 大型車 中型車 準小型車 輕型車 特大型車 大型普通車 中型普通車 輕型普通車 特殊輸送車
⑨ 勤務期間	勤務所名 職務上の地位	自	⑫ 乗合車 大型車 中型車 準小型車 輕型車 大型貨物車 中型貨物車 輕型貨物車 特殊輸送車
⑩ 全運転自働車台数	業務内容	動	⑬ 別種車 大型車 中型車 準小型車 輕型車 大型貨物車 中型貨物車 輕型貨物車 特殊輸送車
⑪ 管理自働車台数		台	⑭ 計
⑫ 管理自働車台数		台	
⑬ 管理自働車台数		台	
⑭ 管理自働車台数		台	
備考			

備考 1 本書のほか、次に掲げる書類を添付する。
(1) 「届出書本体は住民票（本籍（外国人は国籍等）

あり、他人物がなし）の写し。
(2) 運転免許証持者は上記と併せて、

運転免許証明書

① 運転免許証明書

② 運転免許証

4 運転免許を求める際、2歳以上の該当児童がある場合は、記入順序

の先にある〇を〇で囲むこと。

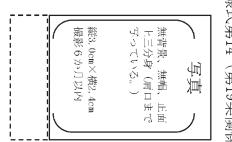
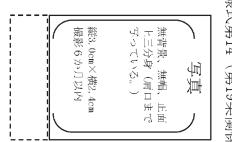
5 安全運転管理者を解任後直ちに他の者を安全運転管理者に選任したと

きは、前安全運転管理者欄に記入することによって解任を兼ねること

とする。

運転経歴証明書交付等申請書

		申請日 年　月　日
東京都公安委員会 殿		
フリガナ	生年月日	
氏名	年　月　日	
住所	電話番号	
運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち現に有するもの		
運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの		
個人番号カードの効力	有効	失効
(この線から下には記載しないでください。)		
申請取消日等	年　月　日	
運転経歴証明書の番号	第　号　年　月　日	公安委員会交付
運転経歴情報記録の番号	第　号　年　月　日	公安委員会記録
自動車等の運転に用いる免許	年　月　日	
免許第一種	年　月　日	
免許二・小・原	年　月　日	
免許年月	大　中　準　普　大　普　小　原　け　大　中　普　大　け 免許の種類型　　中　準　通　特　自　自　付　引　二　二　二　け 第一種　その他	大　中　准　普　大　普　小　原　け　大　中　普　大　け 免許年月　　中　准　通　特　自　自　付　引　二　二　二　け
種類	年　月　日	年　月　日



別冊様式第14の2(第19条関係)

運転経歴証明書再交付申請書

写真は貼らない
でください。

東京都公安委員会 殿	
記載事項変更欄	1 亡失・滅失・盗難
	2 汚損・破損
	3 旧経歴保持
	4 記載事項変更
	5 その他()

申請日　年　月　日

フリガナ	年　月　日
氏名	年　月　日
住所	電話番号

運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードの保有の有無	有	無
運転経歴証明書・運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの	有効	失効
運転経歴証明書の記載事項の変更の有無	有	無
運転経歴証明書番号		
運転経歴情報記録番号		

受け取った免許種別

該当する免許の数字を ○で囲んでください。	11	18	19	12	13	21	22	15	16	17	31	38	32	33	34
	大型	中型	準大型	普通	大型	自二	自二	普二	小型	原二	け二	大二	中二	普二	特引二
	大型	中型	準大型	普通	大型	自二	自二	普二	小型	原二	け二	大二	中二	普二	特引二
	大型	中型	準大型	普通	大型	自二	自二	普二	小型	原二	け二	大二	中二	普二	特引二
	大型	中型	準大型	普通	大型	自二	自二	普二	小型	原二	け二	大二	中二	普二	特引二

変更項目

フリガナ	1 本籍・国籍等	2 住所	3 氏名	4 生年月日	5 その他	確認欄
変更後の氏名						・住民登録 ・個人番号カード ・旅券
変更後の本籍 ・国籍等						・在留カード ・郵便物 ・その他 ()
変更後の住所	〒	東京都				

注意事項

個人番号カードが有効なものであるときは個人番号カードの効力を失つているときは同欄の「失効」を、それぞれ〇で印してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

※ 申請用写真の添付は必要ありません。持参写真による手続の場合は、時間がかかります。

再交付運転経歴書交付年月日(未払い・後日交付等)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第14の2の2(第19条関係)

運転経歴証明書記載事項変更届

東京都公安委員会 殿

届出日
〔年　月　日〕「年　月　日
住所
氏名
年」別記様式第16の2中
本籍・国籍
住所
氏名別記様式第16の2中
本籍・国籍
住所
氏名
年」

フリガナ						生年月日			
氏名						年　月　日			
運転免許証明書番号						電話番号			
運転経歴情報記録番号									

○ 下の欄は、変更する項目のみを記入してください。

〔新〕
生年月日
年　月　日

月　日生(歳)

に、「種別」を「区

分」に改める。
別記様式第16の5の2を次のように改める。

フリガナ	〔旧〕 生年月日	年　月　日
氏名		
〔旧〕 住所		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第16の5の2(第24条関係)

指定自動車教習所職員講習受講申請書

別記様式第16の5の3中

「年　月　日
住所
氏名

「年　月　日
住所
氏名

を
フリガナ
氏名」

東京都公安委員会 殿

道路交通法第108条の2第1項第9号に規定する講習の受講を申し出ます。

講習種別	教育指導員講習	技能検定員講習	副管理者講習
教習所名			
住所			
申請者 氏名			
生年月日	年	月	日生(歳)
受講予定者ID	に、「種別」を 「区分」に改める。 別記様式第16の6(裏)を次のように改める。		
手数料	納付記録印字欄 円		

注 講習種別は、受講する講習名を□で囲むこと。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

令和7年11月28日(金曜日)

(増刊 97)

(裏)

別記様式第16の6の2裏を次のように改める。

(裏)

免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちの有するもの	免許証	免許情報記録個人番号カード
免許証及び免許情報記録のうちの有するもの	免許証	免許情報記録
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちの有するもの	免許証	免許情報記録個人番号カード
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちの有するもの	免許証	免許情報記録個人番号カード
個人番号カードの効力	有効	失効
免許証の紛失等の事情の有無	有	無
免許情報記録個人番号カードの有無	有	無
免許証の紛失等の事情の有無	有	無
免許情報記録個人番号カードの有無	有	無
免許情報記録個人番号カードの有無	有	無
免許証の記載事項の変更の有無	有	無
免許証番号	第	号
免許情報記録番号	第	号
運転技能検査	対象	条件コード
	結果	

免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちの有するもの	免許証	免許情報記録個人番号カード
免許証及び免許情報記録のうちの有するもの	免許証	免許情報記録
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちの有するもの	免許証	免許情報記録個人番号カード
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうちの有するもの	免許証	免許情報記録個人番号カード
個人番号カードの効力	有効	失効
免許証の紛失等の事情の有無	有	無
免許情報記録個人番号カードの有無	有	無
免許証の紛失等の事情の有無	有	無
免許情報記録個人番号カードの有無	有	無
免許情報記録個人番号カードの有無	有	無
免許証の記載事項の変更の有無	有	無
免許証番号	第	号
免許情報記録番号	第	号
運転技能検査	対象	条件コード
	結果	

別記様式第16の6の2の2(裏)を次のように改める。

(裏)

別記様式第16の6の2の3(裏)を次のように改める。

(裏)

受けようとする免許の種類			
試験免除の該当事由			
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち現に有するもの	なし・免許証・免許情報記録個人番号カード		
免許証及び免許情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの	免許証・免許情報記録個人番号カード		
個人番号カードの効力	有効	失効	
免許証の紛失等の事情の有無	有	無	
免許情報記録個人番号カードの紛失等の事情の有無	有	無	
免許証の記載事項の変更の有無	有	無	
免許証番号	第	号	
免許情報記録番号	第	号	
運転技能検査	対象	条件	結果

別記様式第27を次のように改める。

別記様式第27(第35条関係)

殿

地域交通安全活動推進委員協議会

会長

意見申出書

道路交通法第108条の30第3項の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の活動に関して下記のとおり意見を申し出ます。

記

1 意見の内容

封 1枚(△)

●東京都公安委員会告示第406号

令和4年東京都公安委員会告示第92号（令和3年東京都公安委員会告示第168号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第3条の規定に基づく電子情報処理組織を使用して行わせができる手続等）の全部改正）は、令和7年12月14日限り廃止する。

令和7年11月28日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬道明

●東京都公安委員会告示第407号

令和3年東京都公安委員会告示第169号（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第4条第3項の規定により東京都公安委員会が別に定めるもの）は、令和7年12月14日限り廃止する。

令和7年11月28日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬道明

都 市 公 告

うに改正し、令和7年12月15日から施行する。
令和7年11月28日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬道明

2を次のように改める。

2 規則第4条第2項ただし書に規定する都の機関等の定める方法とは、申請等の性質に照らして適切な措置として東京都公安委員会、警視総監又は警察署長（以下「公安委員会等」という。）が指定する次の各号に掲げているかの方法とする。

- (1) 申請等を行う者の識別符号（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第2項に規定する識別符号をいう。）を入力する方法
- (2) 公安委員会等が記録している申請等を行う者しか知り得ない事項その他の当該申請等を行う者を特定するために必要な事項を入力する方法
- (3) 氏名又は名称を入力する方法
別表を削る。

行	東	京	都
発	東京都新宿区西新宿二丁目八番一號	郵便番号	163-8001
電話	○3(5111)1111-1111(代)	定	本号
		価	1110円
		本号	勝美印刷株式会社
		一箇月	東京都文京区白山二丁目十一番七号
		六、六〇〇円	電話 ○3(31)8111-5110-1(代)
		(郵送料を含む)	郵便番号 113-0001



リサイクル適性④

このマークは、この商品が
リサイクルされております。

FSC® C006270